

# 豊田市公共交通会議

---

## 【第2回会議資料】

- 、福祉有償運送の取り扱いについて（ガイドライン）
- 、豊田市内における移動制約者の状況
- 、豊田市内の公共交通機関・タクシー等の状況
- 、豊田市内の福祉有償運送の状況
- 、移動制約者の外出状況、サービス利用頻度
- 、移動制約者のモビリティ確保
- 、今後の進め方

平成17年10月12日

# 、福祉有償運送の取り扱いについて \_\_\_\_\_

## 1、背景

### 課 題

公共交通機関や自家用車等による移動が困難な高齢者や障害者等の移動手段確保の必要性

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送等の実態と制度の整合の必要性

平成16年3月16日 国土交通省通達(ガイドライン)

「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取り扱いについて」ほか

一定の要件の元で、白ナンバー車両によるボランティア有償運送(福祉有償運送)が、道路運送法の許可という形で認められた。

## 2、NPO法人等による福祉有償運送の許可要件(ガイドライン)

(1) 許可手続き等	運輸支局長等は、要件を満たし、かつ、運営協議会の協議を経て地方公共団体から具体的な協力依頼を示して許可申請があった場合に条件を付して許可。
(2) 運営協議会	運送の必要性、条件等について主宰者が判断するために各地域ごとに設置。構成メンバーは地方公共団体(主宰者)、地方運輸局、関係交通機関の代表、NPO等の代表、利用者代表、等。
(3) 運送主体	NPO法人、社会福祉法人、医療法人等を含む非営利法人。
(4) 運送の対象	要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ運送主体の団体に会員登録をしているもの。
(5) 使用車両	リフト等の特殊な設備またはリフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車(軽自動車を含む)。セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限る。(愛知県においては平成17年7月19日付で認定済) 車体側面に許可車両であることを表示。
(6) 運転者の要件	普通第2種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は、一定期間運転免許停止処分のないこと、安全運転・乗降介助等に関する講習の受講等十分な能力及び経験を有していると認
(7) 損害賠償措置	対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険等に加入。
(8) 運送の対価	タクシーの上限運賃の概ね2分の1以下を目安として地域の特性等を勘案して判断。

## 道路運送法の事業区分

旅客自動車運送事業	{他人の需要に応じ、旅客を運送する事業} (二種免許が必要)	青 ナ ン バ ー  (事業用自動車)
I 一般旅客自動車運送事業		
① 一般乗合旅客自動車運送事業	【法4条・許可】(乗合バス) {路線を定めて定期に運行する自動車により運送}	
② 一般貸切旅客自動車運送事業	【法4条・許可】(貸切バス) {一般乗合及び一般乗用以外の運送事業}	
③ 一般乗用旅客自動車運送事業	【法4条・許可】(タクシー) {一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸切る運送} ※ 患者等輸送事業(もっばらケア輸送サービスを行うもの)もこの事業の一形態	
II 特定旅客自動車運送事業		
【法43条・許可】 {特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送} 例) 他社に委託しての特定の病院患者等の送迎輸送 特定市町村の特定の要介護者の医療施設への輸送		
自家用自動車による有償運送	【法80条・許可】(一種免許で可)  {緊急時又は公共の福祉の確保のため止むを得ない場合} 例) 自治体が行う過疎地の住民輸送 NPO等による福祉、過疎地有償運送	白 ナ ン バ ー  (自家用自動車)
自家輸送	【無規制】(一種免許で可)  {他人の需要に応じる輸送でないもの} 例) 学校、病院等の送迎輸送	
無償輸送	【無規制】(一種免許で可)  {輸送の対価を収受しないもの} 例) ホテル等の送迎輸送、輸送の対価を収受しないボランティア輸送	

〔平成16年7月1日〕

福祉運送等にかかる4条、43条、80条許可事業の整理

	4条(患者等輸送事業)	43条(特定旅客運送)	80条(福祉有償運送)
法人格	限定なし	限定なし	非営利法人、公益法人
利用者	移動制約者 ただし、持込車両は介護保険 及び支援費利用時のみ	特定会員(要介護者等) ただし、持込車両は介護保険 及び支援費利用時のみ	移動制約者(会員) 運営協議会の了解を得た対象 者
使用車両	福祉車両 一般車両(介護福祉士、介護訪 問員、居宅介護従業者の資格 を有する者、ケア輸送サービ ス従業者研修を終了した者が乗 務する場合)	限定なし	福祉車両(セダン特区は一般 車両可)
訪問介護員 等の持込車 両(自家用自 動車)	訪問介護事業所、居宅介護事 業所の指定を受けた旅客自動 車運送事業者との契約に基づ き、80条1項の許可をうけて、 訪問介護サービスを提供する 介護福祉士、訪問介護員、居 宅介護従業者が訪問介護サー ビス等と連続、一体として行う 輸送の場合は可	訪問介護事業所、居宅介護事 業所の指定を受けた旅客自動 車運送事業者との契約に基づ き、80条1項の許可をうけて、 訪問介護サービスを提供する 介護福祉士、訪問介護員、居 宅介護従業者が訪問介護サー ビス等と連続、一体として行う 輸送の場合は可	可
事業用車両 (緑ナンバー) の配置	最低1台	最低1台	
運転者の免許	2種 ただし、持込車両はケア輸送 サービスに係る講習を受けた1 種の訪問介護員等でも可	2種 ただし、持込車両はケア輸送 サービスに係る講習を受けた1 種の訪問介護員等でも可	原則2種 ただし、研修を受ければ1種で も可
許可の手續	運輸局	運輸局	運営協議会の了解を得て運輸 局
利用者の詳細	ケア輸送サービス対象者 以下に掲げる者及びその付添 人 要介護者、要支援者(介護保 険法) 身体障害者(身体障害者福 祉法) 肢体不自由、内部障害(人工 血液透析を受けている場合を 含む)、精神障害、知的障害等 により単独での移動が困難な ものであって、単独では公共交 通機関を利用することが困難な 者		会員として登録された以下に掲 げる者及びその付添人 要介護者、要支援者(介護保 険法) 身体障害者(身体障害者福 祉法) 肢体不自由、内部障害(人工 血液透析を受けている場合を 含む)、精神障害、知的障害等 により単独での移動が困難な ものであって、単独では公共交 通機関を利用することが困難な 者

## 、豊田市内における移動制約者の状況

### 1、福祉有償運送の移送対象となる「移動制約者」の考え方

#### 【ガイドラインにおける移送対象の考え方】

福祉有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」  
その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、  
精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

#### 【豊田市における移動制約者の考え方】

- ・ 基本的には国のガイドラインに示された考え方に準拠する。
- ・ また、短期間での治癒が予想される怪我や、妊産婦、乳幼児、単なる高齢者は、国土交通省の見解のとおり対象外とする。
- ・ しかし、「要介護者」や「身体障害者」に該当しなくても、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者も存在すると考えられる。
- ・ 一方で「要支援者」や「要介護1認定者」の一部や、軽度の「上肢不自由者」等には、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが可能な者も存在すると考えられる。

以上のことから、豊田市における福祉有償運送の移送対象となる移動制約者（以下、移動制約者）は、ガイドラインに例示された要介護者等に準ずる者で、かつ、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者とする。

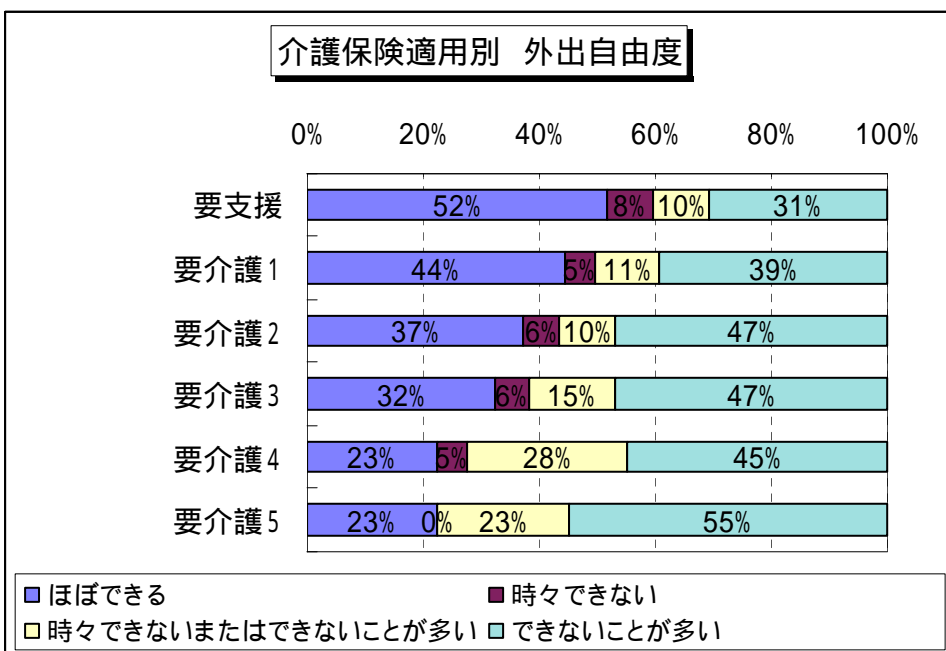
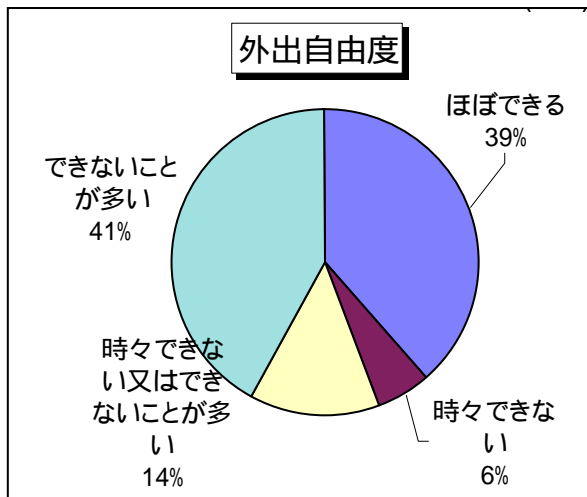
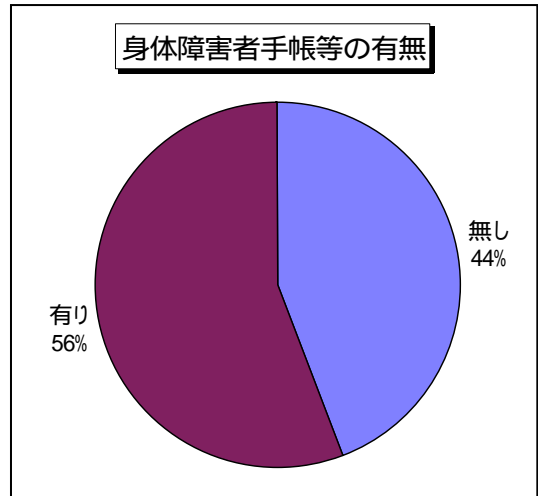
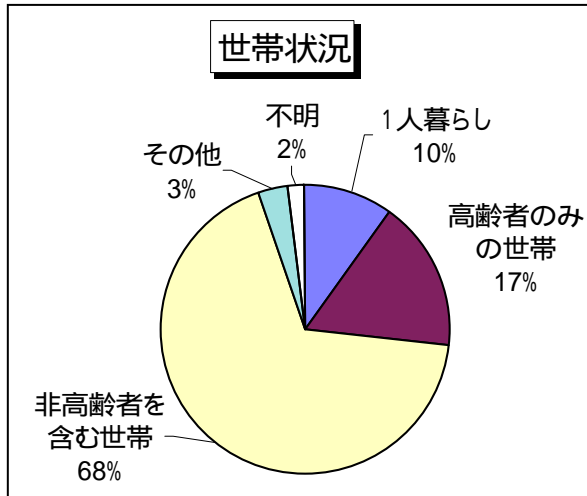
### 2、豊田市内における移送対象となる移動制約者の人数

移動制約者数については、平成13年6月に豊田都市交通研究所と豊田市が共同で実施した「高齢者等の移動ニーズ・実態に関するアンケート調査」の結果等を活用して推計する。

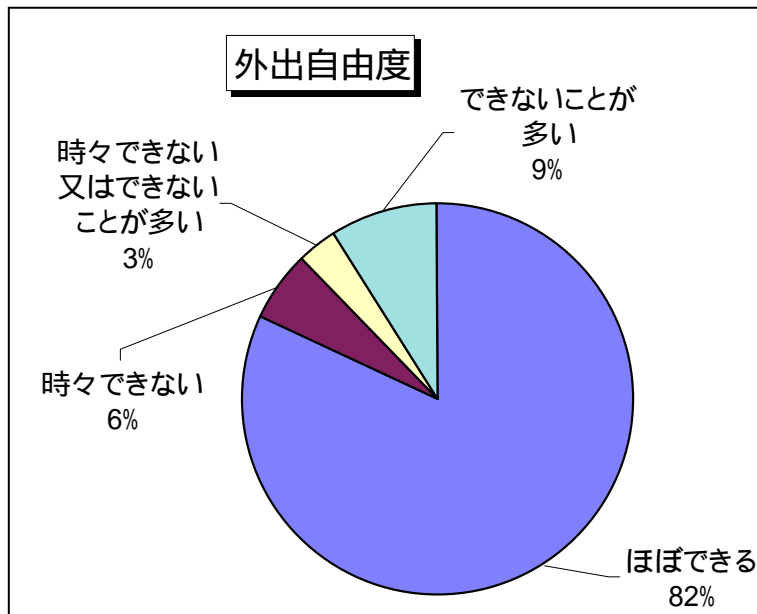
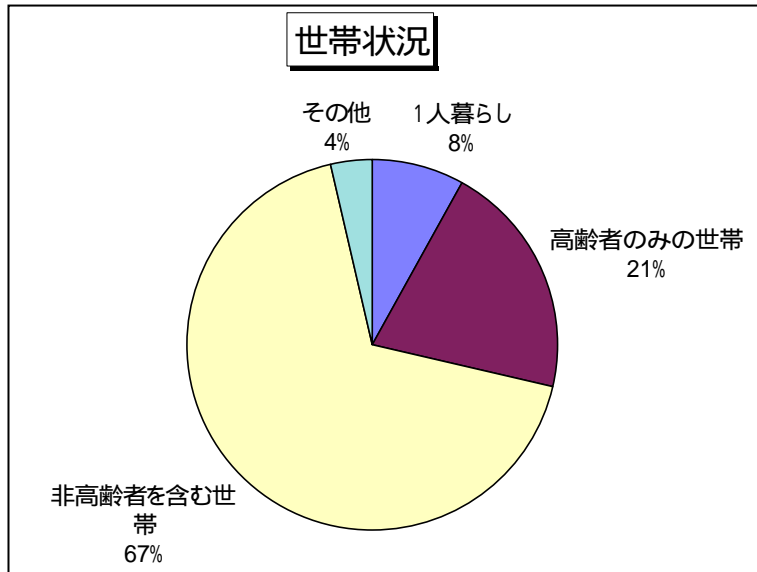
#### 高齢者等の移動ニーズ・実態に関するアンケート調査の概要

対象者	配布数	回収数	回収率
介護保険適用者	691	366	53.0
障害者	1,184	647	54.6
高齢者	6,147	4,141	67.4

## 介護保険適用者の特性



## 障害者の特性



介護保険 要支援者・要介護認定者の中の移動制約者数

単位：人

	認定者数	特別養護ホーム入所者数	( - )	非障害者率	移動制約率	移動制約者数 ( × × )
要介護5	841	210	631	44%	78%	217
要介護4	828	245	583		73%	187
要介護3	1,036	156	880		62%	240
要介護2	1,198	88	1,110		57%	278
要介護1	1,954	29	1,925		50%	423
要支援	1,111	0	1,111		41%	200
計	6,968	728	6,240			1,545

\*、は、平成17年9月1日現在の数値

\*は、身体障害者手帳の無い割合（障害者との重複計上を避けるため）

\*は、介護保険適用別外出自由度の内、「時々できないまたはできないことが多い、できないことが多い」と答えた割合

障害者等の中の移動制約者数

豊田市における平成17年9月1日現在の身体障害者手帳交付者数は10,894人、療育手帳交付者数は1,922人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は1,002人、合計13,818人であり、その内訳は下表のとおりである。

内 容	人 数
視覚障害	749人
聴覚・平衡機能障害	1,034人
音声・言語・そしゃく機能障害	77人
肢体不自由（上肢）	983人
肢体不自由（下肢）	3,282人
肢体不自由（体幹）	2,042人
内部障害	2,727人
知的障害	1,922人
精神障害	1,002人
合 計	13,818人

アンケートの外出自由度において、「時々できないまたはできないことが多い、できないことが多い」と答えた割合は12%であるため、移動制約者数は1,659人と推計される。

豊田市内における移動制約者の人数

以上のことから、豊田市内における移動制約者の人数は、3,204人(人口の約0.8%)と推計される。

介護保険 要支援者・要介護認定者の中の移動制約者数	1,545人
障害者等の中の移動制約者数	1,659人
合 計	3,204人
豊田市の人口（平成17年9月1日）	411,101人



### 移動制約者の移送に必要な車両の種別

次に、これまでに推計した移動制約者を、要介護度や障害の種別によって移動の際に必要な車両の種別（福祉車両<sup>1</sup>、セダン型車両<sup>2</sup>）を推計する。

集計の結果、福祉車両が必要な移動制約者は1,599人、セダン型車両で移送可能な移動制約者は1,605人と推計される。

移動制約者の車両種別内訳

内 訳	移動制約者数	想定利用%		想定人数内訳	
		福祉車両	セダン型	福祉車両	セダン型
要介護5	217	100	0	217	0
要介護4	187	100	0	187	0
要介護3	240	100	0	240	0
要介護2	278	80	20	222	56
要介護1	423	50	50	212	212
要支援	200	20	80	40	160
障害者等	1,659	29	71	481	1,178
計	3,204			1,599	1,605

\* 障害者等については、次ページに示す障害種別・程度による想定結果の車両種別按分率を用いた。

<sup>1</sup> 車いす昇降機、スロープなどを備えて、車いすやストレッチャー等で乗車可能な車両

<sup>2</sup> 特殊な装備を備えていない一般的な乗用車車両

障害種別等による移送に必要な車両の内訳

障害種別	程度	人数	想定利用%		想定人数内訳	
			福祉車両	セダン型	福祉車両	セダン型
視覚障害	1級	274	0	100	0	274
	2級	214	0	100	0	214
	3級	71	0	100	0	71
	4級	57	0	100	0	57
	5級	69	0	100	0	69
	6級	64	0	100	0	64
音声言語	1級	0	0	100	0	0
	2級	0	0	100	0	0
	3級	44	0	100	0	44
	4級	33	0	100	0	33
	5級	0	0	100	0	0
	6級	0	0	100	0	0
聴覚障害	1級	84	0	100	0	84
	2級	393	0	100	0	393
	3級	148	0	100	0	148
	4級	128	0	100	0	128
	5級	2	0	100	0	2
	6級	279	0	100	0	279
上肢障害	1級	11	0	100	0	11
	2級	85	0	100	0	85
	3級	285	0	100	0	285
	4級	304	0	100	0	304
	5級	194	0	100	0	194
	6級	104	0	100	0	104
下肢障害	1級	542	100	0	542	0
	2級	524	100	0	524	0
	3級	722	75	25	541	181
	4級	976	50	50	488	488
	5級	369	50	50	184	185
	6級	149	50	50	74	75
体幹障害	1級	529	100	0	529	0
	2級	779	100	0	779	0
	3級	539	50	50	269	270
	4級	11	50	50	5	6
	5級	184	50	50	92	92
	6級	0	50	50	0	0
内部障害	1級	1,272	0	100	0	1,272
	2級	33	0	100	0	33
	3級	891	0	100	0	891
	4級	531	0	100	0	531
	5級	0	0	100	0	0
	6級	0	0	100	0	0
計		10,894			4,027	6,867
知的	重度	911	0	100	0	911
	中度	547	0	100	0	547
	軽度	464	0	100	0	464
計		1,922			0	1,922
精神	1級	112	0	100	0	112
	2級	730	0	100	0	730
	3級	160	0	100	0	160
計		1,002			0	1,002
合計		13,818			4,027	9,791
					29%	71%

、豊田市内の公共交通機関・タクシー等の状況\_\_\_\_\_

1、豊田市における福祉車両による移送サービス事業

福祉車両による移送サービス事業	
主管課	福祉保健部 障害福祉課
事業概要	公共交通機関等の利用が困難な方の移動手段を確保するための、リフト付福祉車両による移送サービス
利用可能者	豊田市に居住し、下記のいずれかに該当し、リフトによる乗車を必要とする人 (1)車いす及び電動車いすを移動手段としている人 (2)座位がとれずストレッチャーにより移動する人 (3)その他、セダン型車両では移動が困難な人  身体障害者手帳を保持してなかったり、介護認定を受けていなくても、上記に該当すれば利用可能。
事業概要	(1)運行時間 午前8時～午後10時 (2)利用料金 一人一乗車500円(介助者は無料) (3)利用可能範囲 市内及び近隣市町村で、運行時間内に車両の帰着可能な範囲 (4)その他 ・利用希望者は、事前に利用者登録が必要
使用車両	重症心身障害者通所施設「暖」で使用している送迎用車両(4台)を活用
利用実績	平成14年度(7～3月) : 123回 平成15年度 : 265回 平成16年度 : 496回 平成16年度より、4台の車両のうち1台を移送サービス事業専用とした。

2、豊田市内のタクシー車両数等

豊田市内の一般タクシーについては、320台の車両により年間1,592,540回の輸送が行われている。車両1台あたりの1日あたりの輸送回数は14回/日である。

福祉車両の台数は、一般タクシー事業者で1台、患者等輸送事業を行なっている「道路運送法第4条限定事業者(以下、「限定事業者」という。)」の緑ナンバー車両が9台ある。

また、「ヘルパー等介護員等が自家用車両で行なう要介護者等の有償運送制度」を利用する白ナンバー福祉車両が13台、「ヘルパー等介護員等が自家用車両で行なう要介護者等の有償運送制度」を利用するための白ナンバーセダン型車両は18台ある。

豊田市内のタクシー事業者の状況

	事業者数	車両数(台)			年間輸送回数 (注3)	年間輸送回数 (1台あたり)	日輸送回数 (1台あたり)
		福祉車両	セダン	計			
一般タクシー事業者	13		320	320	1,592,540	4,977	14
一般事業者によるケア輸送	1 (注1)	1		1	801	801	3
患者等輸送事業者	6	9		9	-	-	-
患者等輸送事業者による有償運送	3 (注2)	13	18	31	-	-	-

注1 : 1事業者は上記13事業者に含まれる。

注2 : 3事業者は上記6事業者に含まれる。

注3 : 一般タクシー事業者の年間輸送回数は愛知県タクシー協会より資料提供。ケア輸送については、ヒアリングによる。事業者数及び車両数は、平成17年8月31日現在。中部運輸局の資料提供及びヒアリングによる。

## 、豊田市内の福祉有償運送の状況

### 1、福祉有償運送実施団体の状況

豊田市内において、既に福祉有償運送を実施しているNPO等の団体を整理すると以下のとおりである。

	車両数(台)			会員数 (人)	月輸送件数 (片道・回)	料金体系
	福祉車両	セダン	車両計			
A			0	32		700円 / h、ポイント制
B	1	1	2	100	440	任意(500円)
C	4	1	5	70	400	500円+時間
D	4		4	65	300	500円～
E		2	2	38		500円 / 30分+30円 / km
計	9	4	13	305	1,140	

会員数、月輸送件数は、ヒアリング調査による。

移送に際しては、各団体所有の車両以外にもヘルパー等の個人車両を使用するなど、様々なケースがあり、輸送件数を把握できない場合もある。

また、各団体の福祉有償運送利用者の利用状況等をまとめると以下のとおりである。

利用者の特性など	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢層、利用者特性ともに様々</li> <li>・利用目的としては、作業所への通所、買物などが多い</li> <li>・活動の基本は家事援助等の相互助け合い</li> <li>・相互助け合いの中で、その途中に移送が必要となる</li> <li>・移送が活動の主目的ではないので、タクシー代わりの利用は受け付けていない</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の年齢層は、10～80代まで様々だが、50代以上が多い</li> <li>・障害種別としては、視覚・知的・身体</li> <li>・利用時間帯は、行事等への参加目的が多いため、ばらばら。通勤・通学利用は少ない。</li> <li>・利用目的は、行事等への参加や用務のため</li> <li>・現在、移送は原則ボランティアで実施しており、目的地に到着してからの支援が主目的</li> <li>・移送のみのサービスは実施していない</li> <li>・移送は各ヘルパーの個人所有車両</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢層は、小学生～50代まで様々</li> <li>・平日の利用が多い</li> <li>・午後(夕方)の利用が多い 授業後に通所してその後帰宅するケースが多いため</li> <li>・車椅子利用者は約20名</li> <li>・生活支援サービスなどの途中で移送が発生するケースがほとんどである</li> <li>・移動のみの目的での利用者は少ない</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢層は19～47才、20代が中心</li> <li>・利用者の障害種別は軽重様々</li> <li>・利用時間帯は夕方～夜が多い 日中は学校・作業所において、夕方から移動するケースが多いため</li> <li>・利用目的としては、買物や行事への参加が多い</li> <li>・生活支援サービスなどの途中で移送が発生するケースがほとんどである</li> <li>・移動のみの目的での利用者は少ない</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢層は小学生～80歳くらいまで様々</li> <li>・利用目的は、通勤・通学、通院など様々</li> <li>・利用頻度は通勤・通学利用者はほぼ毎日</li> <li>・利用時間帯は朝・夕に集中する</li> </ul>

特筆すべき特徴として、移送のみを主体にしたサービスを展開している団体は少なく、移送の前後などのケアを主体とし、その途中に移送が発生するケースがほとんどであった。

、移動制約者の外出状況・サービス利用頻度\_\_\_\_\_

福祉有償運送の必要性を検討するにあたり、移送対象となる移動制約者等の外出状況を整理する。

1、福祉有償運送利用者の利用頻度

ここでは、福祉有償運送を実施している団体の利用者の状況等から、その利用者の外出状況を推計する。

福祉有償運送を実施している団体のうち、現時点で輸送件数が判明しているのは3団体で、月間延べ1,140件の輸送を行なっている。会員数の合計は3団体で235人であり、一人あたりの利用頻度は平均で約5回/月である。

	車両数			会員数	月輸送件数 (片道)	会員1人あたりの平均 移動回数(片道・月)
	福祉車両	セダン	車両計			
A	1	1	2	100	440	4.4
B	4	1	5	70	400	5.7
C	4		4	65	300	4.6
計	8	1	9	235	1,140	4.9

## 、移動制約者のモビリティ確保

### 1、車両1台あたりの輸送可能件数

#### 福祉車両

福祉車両については、車いす等の昇降などにより、乗降時にかなりの時間を要すると考えられる。そこで、福祉有償運送実施団体及び介護タクシー事業者の福祉車両による輸送実績から、その輸送可能件数を推計する。

福祉有償運送実施団体、介護タクシー事業者等への、福祉車両1台で一日に輸送可能な回数は、事業者によりばらつきがあるが、最大で日7回、最小で日3回であることから、概ね5回/日/台程度と考える。

なお、各事業者へのヒアリング結果から、現在使用している車両は、ほぼフル稼働であると聞いている。

		福祉車両数(台)	月輸送件数 (片道・回)	日輸送件数 (片道・回)	車両1台あたりの輸 送件数(回/日)
介護タクシー 事業者等	A	14	1,920	64	5
	B	1	205	7	7
	C	5	470	16	4
	D	1	70	3	3
福祉有償運 送	A	4	400	14	4
	B	4	300	10	3

#### セダン型車両

障害や介護度の状況により、健常者が一般タクシーを利用する際よりも、乗降に際して時間がかかると予測されるため、概ね一般タクシーによる輸送の約5割と推計する。

一般タクシー日輸送回数	セダン型車両日輸送回数
14回/日/台	7回/日/台

### 2、移動制約者の移動需要と現況のタクシー車両等による輸送能力

#### 移動制約者の月間総移動回数

移動制約者の1ヶ月あたりの総移動回数を推計するにあたっては、移動制約者数に現在の福祉有償輸送利用者の移動頻度を乗じて推計する。

区分	人数	福祉輸送での 移動頻度(月)	月間総移動回数 (30日)
福祉車両で移動	1,599人	5回	7,995回
セダン型車両で移動	1,605人	5回	8,025回
合計	3,204人		16,020回

#### 現況の福祉車両による輸送能力

現状の介護タクシー事業者等の福祉車両数は27台であり、月間で約4,050回の輸送を行なうことが可能であると考えられる。

福祉車両数 (緑・白ナンバー福祉車両の合計)	1台あたりの輸送可能件数 (日)	月間輸送可能件数 (30日)
27台	5回	4,050回

#### セダン型車両による輸送能力

移動の際にセダン型車両が必要となる場合については、現在、介護タクシー事業者が使用している18台で、月間約3,780回の輸送が可能であると考えられる。

また、セダン型車両による輸送サービスの提供については、福祉有償運送実施団体による輸送状況の特徴である「前後のケアを主体として、その途中に移送が発生する」状況を考慮した場合、一般タクシーによる対応は困難な需要であると想定される。

介護タクシー車両数 (セダン型車両の合計)	1台あたりの輸送可能件数 (日)	月間輸送可能件数 (30日)
18台	7回	3,780回

#### 移動制約者の移動需要とタクシー車両数の対比

これまでの検討により、福祉車両の不足台数は27台、セダン型車両の不足台数は21台と推計される。

車両種別	現況車両数	月需要量	輸送能力	月不足量	不足台数
福祉車両	27台	7,995回	4,050回	3,945回	27台
セダン型車両	18台	8,025回	3,780回	4,245回	21台
合計	45台	16,020回	7,830回	8,190回	48台

### 3、豊田市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性

今回の推計から判断する限り、福祉車両を必要とする移動制約者の移動需要に対し、現況のタクシー等の公共交通では、車両数が不足していると考えられる。

また、セダン型車両による福祉有償運送についても、「前後のケアを主体として、その途中に移送が発生する」という状況を考慮した場合、現況のタクシー等の公共交通では、車両数が不足していると考えられる。

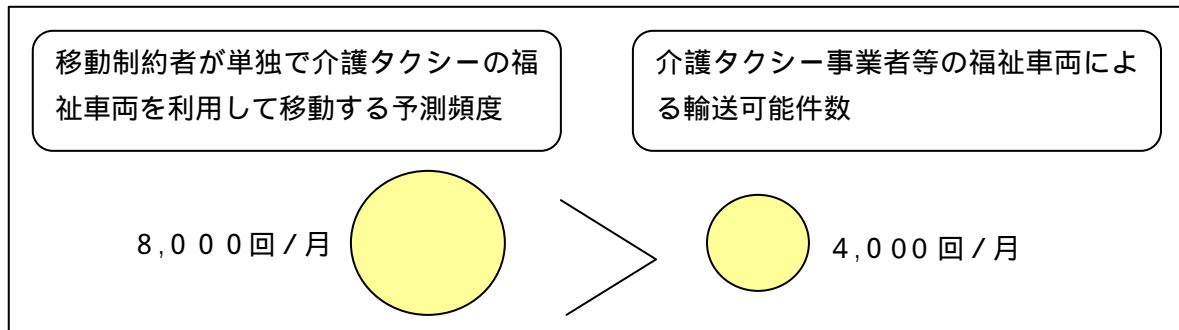
それらの移動需要に対応するためには、本来、利用者の安全性確保の観点から、旅客自動車運送事業者による輸送サービスの提供が望ましいと考える。

しかしながら、需要と供給の現状から判断した場合、また、短期的に輸送サービスを確保するためには、その不足している部分について、NPO等法人等による福祉有償運送も必要な状況であると考えられる。



## 福祉有償運送の必要性についての見解まとめ(案)

### 福祉車両による福祉有償運送

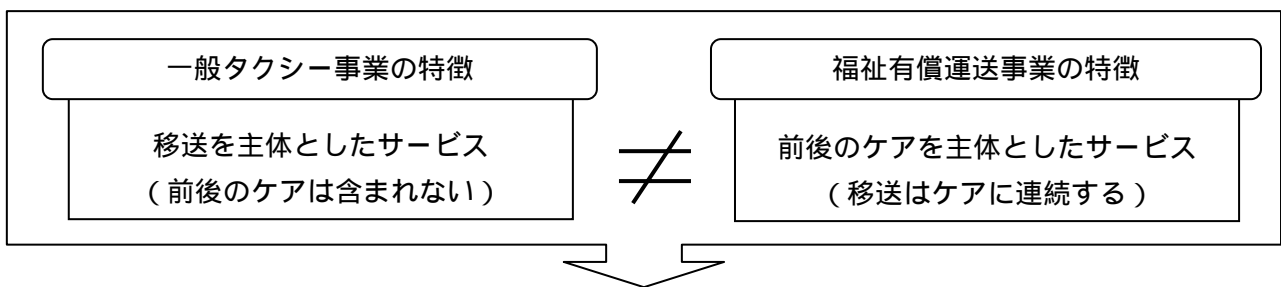


福祉車両を必要とする移動制約者の移動需要に対して、現況の福祉車両タクシー等の公共交通機関のみでは、移動制約者に係る十分な輸送サービスが確保できていない

旅客自動車運送事業者による輸送を原則とする。  
しかしながら、旅客自動車運送事業者による車両の増備等が見込めない場合や、福祉車両が不足した現状に短期的に対応するためには、

NPO法人等による福祉有償運送の必要性がある

### セダン型車両による福祉有償運送



旅客自動車運送事業者による輸送を原則とする。  
しかしながら、前後のケアを主体とするサービスに連続して輸送が発生し、一般のタクシーによる輸送が困難な場合は、

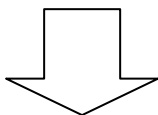
NPO法人等による福祉有償運送の必要性がある

## 、今後の進め方

---

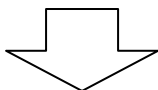
### 第1回 運営協議会

NPO法人等による福祉有償運送の必要があるのか否かを判断  
運営協議会での協議を経て、豊田市が判断。

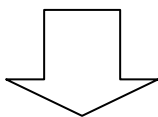


### 第2回 運営協議会

必要性が認められた場合、認可等に当たっての必要な手続き等を整備  
協力を依頼するNPO法人等の安全性確保、旅客の利便性の確保、協力依頼の方法、料金設定等（豊田市版ガイドラインの作成）

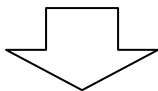


福祉有償運送を実施するNPO法人等の公募  
豊田市版ガイドラインの要件を満たし、福祉有償運送を安全に実施できるNPO法人等を公募する。



### 第3回 運営協議会

福祉有償運送を実施するNPO法人等に協力依頼  
移動制約者の移動需要を満たすために不足している部分について、公募団体の中から申請内容を審査し、運営協議会の協議を経て、豊田市長は書面にて具体的な協力を依頼をする。



協力依頼を受けたNPO法人等による運輸支局への許可申請  
運輸支局の審査の後、2年の期限を付し許可。

### 運営協議会(定期開催)

調査・報告、更新申請  
豊田市は、定期的に移動制約者の移動の状況等を調査し、運営協議会に報告する。  
また、NPO等は、輸送活動の状況を豊田市に報告するとともに、更新申請時には、輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況を運営協議会に報告する。

過疎地有償運送の取扱いについて

平成17年度～18年度で策定作業を進めている「豊田市公共交通基本計画」の検討の中で、過疎地有償運送のあり方について協議を進める。